

さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月28日

さいたま市教育委員会教育長

竹居秀子

さいたま市教育委員会規則第13号

さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則

(さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第1条 さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第2条関係） 中学校の通学区域		別表第2（第2条関係） 中学校の通学区域	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
[略]		[略]	
美園南中学校	[略]	美園南中学校	[略]
いんどり学園中学部	さいたま市全域		

(さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（令和7年さいたま市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の改正を次のように改める。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係） 小学校の通学区域		別表第1（第2条関係） 小学校の通学区域	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
[略]		[略]	
美園北小学校	[略]	美園北小学校	[略]
大和田小学校	見沼区大和田町1丁目及び見沼区大和田町2丁目の一部並びに見沼区大字蓮沼の一部		
いんどり学園小学部	さいたま市全域		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。